

Ften 利用規約

第 1.0 版



エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

Copyright (c) NTT COMWARE CORPORATION 2018

第1章 総 則	1
第1条 (用語の定義)	1
第2条 (利用規約等の適用)	2
第3条 (利用規約等の変更)	2
第4条 (Ften サービスのコンセプト)	2
第5条 (契約者、利用者等)	3
第6条 (サービス内容)	3
第7条 (個別サービス)	4
第2章 申込及び承諾	5
第8条 (利用の申込)	5
第9条 (申込の承諾)	5
第3章 サービス利用	6
第10条 (最低利用期間)	6
第11条 (契約者の義務)	6
第12条 (利用者の管理)	6
第13条 (問合せ)	6
第14条 (連絡窓口の設置)	7
第15条 (契約者設備)	7
第16条 (自己責任の原則)	7
第4章 契約事項の変更等	8
第17条 (利用サービスの変更等)	8
第18条 (契約者の地位の承継)	8
第19条 (契約者から当社への通知)	8
第5章 料金等	9
第20条 (利用料金)	9
第21条 (課金開始日)	9
第22条 (利用料金の計算方法)	9
第23条 (利用料金等の請求方法)	9
第24条 (利用料金等の支払方法)	9
第25条 (支払遅延利息)	10
第6章 サービス提供	11
第26条 (サービス品質)	11
第27条 (ファイルの閲覧、削除)	11
第28条 (当社から契約者への通知)	11
第29条 (再委託)	11
第30条 (提供の中断)	12



NTT COMWARE

第 31 条	(提供の停止)	12
第 7 章	秘密保持、個人情報保護	14
第 32 条	(秘密保持)	14
第 8 章	契約終了	16
第 33 条	(サービス廃止)	16
第 34 条	(当社が行う利用契約の解約)	16
第 35 条	(契約者が行う利用契約の解約)	16
第 36 条	(反社会的勢力の排除)	17
第 37 条	(期限の利益の喪失)	17
第 38 条	(契約終了後の処理)	18
第 9 章	損害賠償	19
第 39 条	(損害賠償の範囲)	19
第 40 条	(免責)	19
第 10 章	雑則	21
第 41 条	(権利の帰属)	21
第 42 条	(商標)	21
第 43 条	(権利義務の譲渡等の禁止)	21
第 44 条	(分離取扱い)	21
第 45 条	(見出し)	21
第 46 条	(訴訟管轄)	21
第 47 条	(準拠法)	22
第 48 条	(規約外事項の協議)	22

第1章 総 則

第1条 (用語の定義)

この利用規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用 語	用語の意味
Ften サービス	利用契約に基づき当社が提供するファイル転送サービス。
NTT グループ会社	NTTグループ協定に定められた会社。
GAPPs	NTT グループ会社各社で利活用されている有効な各種 IT ツールを NTT グループ会社間で共用できるようにしたツール。
当社	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社。
利用規約	本書 (Ften 利用規約)。
仕様書	Ften サービス仕様書。
料金表	Ften サービス料金表。
申込書	申込者が Ften サービスの申込の際に、当社に対し提出する当社所定の書面。
申込請書	当社が申込者からの申込を承諾したときに、申込者に対し提出する当社所定の書面。
利用規約等	利用規約及びこれに付随する各種文書。 利用規約等には利用規約、仕様書、料金表、申込請書、「申込書等にご記入いただく個人情報の取り扱いについて」その他の当社が提示する文書を含みます。
利用契約	利用規約等に基づき締結される Ften サービスの利用にかかる契約。
申込者	Ften サービスの利用を希望する法人その他団体。
契約者	当社と利用契約を締結した法人その他団体。
個別サービス	仕様書に定めのないサービスではあるが、特定の契約者向けに提供するサービス。
利用料金	Ften サービスの利用にあたり契約者が支払うべき料金。 なお、利用料金と利用料金に賦課される消費税等相当額をあわせたものを「利用料金等」といいます。
G-Net	NTT グループ企業間のコミュニケーションネットワークサービス
グループ共通認証基盤	NTT グループ会社各社の認証基盤と連携し、ユーザ認証を行う基盤。
利用者	契約者が Ften サービスの利用を許諾した契約者及び共同契約者の役員及び従業員、並びに契約者又は共同契約者が Ften サービスの利用者として登録した者。

共同契約者	申込者が Ften サービスの利用を申込む際に、共同契約者として指定した NTT グループ会社。
連絡担当者	契約者を代表して当社との連絡窓口になる者。
管理者	契約者を代表して Ften サービスの設定を行う者。
第三者	当社及び契約者以外の個人、法人その他団体をいい、第三者には利用者と共同契約者を含みます。
当社設備	当社が、Ften サービスを提供するために用意、使用、及び管理する設備。
契約者設備	契約者が、Ften サービスを利用するために用意、使用、及び管理する設備等。契約者設備には、電気通信回線、ハードウェア、ソフトウェア等を含みます。
利用サービス	Ften サービスのうち、契約者が利用中のサービス。
社員数	申込者、契約者及び共同契約者の正社員、契約社員の人数。ただし、契約社員には、嘱託社員、パートタイム労働者、アルバイトを含みません。
グループ会社間取引システム	NTT グループ会社間にて、請求及び支払を実施するシステム。

第2条 （利用規約等の適用）

当社は、利用規約等を遵守することを条件として利用契約を締結した契約者に対し、Ften サービスを提供します。

- 2 利用規約等は、利用規約及び及びこれに付随する各種文書により構成するものとし、利用規約及び及びこれに付随する各種文書をあわせて指し示す場合は「利用規約等」、利用規約のみを指し示す場合は「利用規約」といいます。
- 3 当社は、利用規約等の他に必要に応じ、利用契約において特約を定める場合があります。
- 4 利用規約等の各種文書との間で相反する定めがある場合、当該相反する定めについては「利用契約に定める特約、利用契約、料金表、仕様書、利用規約」の順番で優先して適用されるものとします。

第3条 （利用規約等の変更）

当社は、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、利用規約等を変更することがあります。この場合、利用規約等の変更適用日をもって、変更後の利用規約等が、変更前の利用規約等に代わって有効となり、すべての利用契約に適用されるものとします。なお、利用規約等を変更する場合、当社は当該変更により影響を受けることになる契約者に対し、事前にその内容を通知します。

第4条 （Ften サービスのコンセプト）

Ften サービスとは、NTT グループ会社間でファイルを送受するサービスです。

NTT グループの IT 高度化に向けて、NTT グループ会社各社で利活用されている有効な各種 IT ツールを NTT グループ会社内で共同で使えるようにした GAPPs のひとつでもあります。

Ften サービスの利用により、送信先の IT 環境を意識せずに、NTT グループ会社間でセキュアに大容量ファイルを転送することができます。

第5条 （契約者の条件）

Ften サービスの申込者、契約者は、原則として次の各号に定める条件を満たす NTT グループ会社のみとします。

- (1) 日本国内の法人その他団体。
 - (2) G-Net を利用することができる者。
 - (3) グループ共通認証基盤でユーザ認証を行うことができる者。
- 2 Ften サービスの共同契約者は、原則として次の各号に定める条件を満たす NTT グループ会社のみとします。
- (1) 申込者及び契約者が、Ften サービスの共同契約者として指定する者。
 - (2) G-Net を利用することができる者。
 - (3) グループ共通認証基盤でユーザ認証を行うことができる者。

第6条 （サービス内容）

Ften サービスの仕様及び契約者の利用条件等は、仕様書のとおりとします。

- 2 仕様書に記載された内容と現に提供されているサービスの間で差異がある場合、現に提供されているサービスが仕様書に優先して適用されるものとします。
- 3 当社設備は原則として日本国内に設置します。
- 4 日本国外で Ften サービスを利用し、又はファイルを日本国外へ転送する場合、契約者は、次の各号に定める事項を了承し、自らの責任と費用負担にて必要な対処をしたうえで利用者に Ften サービスを利用させるものとします。
 - (1) 利用者は Ften サービスを利用する地域の法令等を遵守する必要があること。
 - (2) NW 環境等に依存して、遅延等の悪影響や不具合が発生する可能性があること。
 - (3) Ften サービスを利用する地域の法令や当該法令に基づく指導等により、Ften サービスの利用を禁止又は制限される場合があること。
 - (4) Ften サービスを利用する地域の捜査機関等から当社に対し捜査協力の要請があっても、当社が当該要請に応じられない場合があること。
- 4 Ften サービスにおいて使用する言語は日本語に限定されるものとします。
- 5 当社は、利用規約等に定める場合を除き、Ften サービスについて、法律上の瑕疵担保責任、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害しないこと、中断しないこと、処理が正常に行われること、契約者が Ften サービスを利用した結果等も含め、いかなる明示又は黙

示の保証責任も負いません。

第7条 （個別サービス）

契約者は、Ften サービスについて、個別サービスの利用を希望する場合、当社へその旨を申し出ることができるものとします。この場合、当社は個別サービスの提供可否を検討するものとします。

- 2 当社が個別サービスを提供することができると判断した場合、当社は利用規約等の一部となる個別規約及び個別サービス仕様書を定め、これらを遵守することを条件として契約者に対し個別サービスを提供します。なお、個別サービスにかかる契約は、利用規約の一部として締結するものとします。
- 3 個別サービスにかかる契約を締結した場合、当該個別サービスに対しても利用規約等の定めが適用されるものとしますが、個別サービスにかかる利用契約と利用規約等との間で相反する定めがある場合、当該相反する定めについては個別サービスにかかる利用契約の定めが利用規約等の定めにより優先して適用されるものとします。

第2章 申込及び承諾

第8条 (利用の申込)

申込者は、Ften サービスの利用を申込むときは、利用規約等に定める事項を承諾のうえ、申込書を当社の指定する日までに当社へ提出するものとします。当社は、申込書を当社へ提出した時点で、申込者が利用規約等に定める事項を承諾したものとみなします。

- 2 申込者が Ften サービスの利用を申込むときは、申込書に必要な事項を記入するとともに、正当な権限を有する者が記名押印又は署名するものとします。

第9条 (申込の承諾)

当社は、申込者から申込書を受領した場合、次項の定めに従い申込の承諾可否を判断します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、Ften サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。この場合、申込者に対しその旨を通知します。

- (1) 申込者が G-Net を利用していない、グループ共通認証基盤によるユーザ認証が行えないなど、Ften サービスの利用環境を準備できない、又は準備できないおそれがあると当社が判断したとき。

- (2) 申込者が当社に対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 申込書に不備があるとき。

- (4) 申込者が虚偽の申告をしたとき。

- (5) 前各号の他、当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき。

- 3 当社は、申込者からの Ften サービスの利用の申込を承諾した場合、申込請書を申込者に送付します。申込請書に定める申込請書の発行日をもって、当社と契約者の間に利用契約が成立するものとします。

第3章 サービス利用

第10条 (最低利用期間)

Ften サービスの利用期間は、当社が契約者に対し書面により通知した Ften サービスの利用開始日から利用契約が終了するまでとします。

- 2 契約者は、当社がサービス仕様書等において指定する最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）満了日まで Ften サービスの利用料金等を支払う義務を負うものとし、最低利用期間満了前に利用契約が終了した場合でも、最低利用期間満了日までの利用料金等のうちの未払い分の利用料金等の支払義務は消滅しないものとします。なお、Ften サービスの最低利用期間の起算日は、第 21 条（課金開始日）に定める課金開始日とします。

第11条 (契約者の義務)

契約者は、利用規約等に従って、Ften サービスを利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの利用にあたり、第 4 条（Ften サービスのコンセプト）に定める Ften サービスのコンセプトを理解したうえで、日本電信電話株式会社が定める規定やガイドライン等を遵守するものとします。
- 3 契約者は、利用者に利用規約等に定める契約者の義務と同様の義務を遵守させるものとし、利用者による Ften サービスの利用にかかる一切の責任（損害賠償責任を含みます。）を負うものとします。
- 4 契約者が共同契約者を指定した場合、契約者は共同契約者に利用規約等に定める契約者の義務と同様の義務を遵守させるものとし、共同契約者による Ften サービスの利用にかかる一切の責任（共同契約者の利用料金等の支払義務、損害賠償責任を含みますが、これに限りません。）を負うものとします。なお、当社と共同契約者の間に利用契約は成立しないため、共同契約者の利用料金等を当社が共同契約者へ直接請求することはできません。

第12条 (利用者の管理)

契約者は、利用者の利用上の過誤、利用者以外の第三者による利用その他の Ften サービスに支障を与えるおそれのある行為があることを知ったときは、直ちにその旨を当社に対し通知するものとし、当社からの是正のための指示がある場合、これに従うものとします。

- 2 当社は、利用者による Ften サービスの利用その他の行為は、すべて契約者によるものとみなします。利用者以外の第三者が利用者になりすまして Ften サービスを利用した場合も同様とします。

第13条 (問合せ)

Ften サービスに関する問合せ窓口等は、仕様書のとおりとします。

第14条 （連絡窓口の設置）

契約者は、次の各号に定める権限を有する**連絡担当者**を定め、書面により当社に対し通知するものとします。

- (1) 当社からの通知の受領。
- (2) 当社に対する故障申告、問合せ、その他各種依頼の実施。
- (3) その他、契約者と当社との間で行う通知、依頼、確認その他の対応の実施。

2 契約者は、次の各号に定める権限を有する管理者を定める場合、書面により当社に対し通知するものとします。

- (1) 利用者の登録。
- (2) 前号の他、Ften サービスの利用に必要な各種設定。

第15条 （契約者設備）

契約者は、Ften サービスの利用開始前に、自らの責任と費用負担にて利用規約等に定める条件を満たす契約者設備を用意し、設定を行うものとします。

- 2 契約者は、Ften サービスを利用する間、自らの責任と費用負担にて前項の契約者設備を使用し、管理するものとします。
- 3 当社は、契約者設備が当社設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく当社設備との接続を遮断します。
- 4 Ften サービスの仕様変更により、契約者設備を改造又は変更する場合でも、その改造又は変更に要する一切の費用は、契約者の負担とします。

第16条 （自己責任の原則）

契約者は、利用者が、当社設備若しくは契約者設備に格納、展開、又は設定等した情報（ソフトウェア、設定情報その他のデータを含みこれに限られないものとします。）については、自らの責任において管理、提供、又は利用等するものとし、当社及び第三者に対し損害を与えないよう必要な措置を講ずるものとします。

- 2 契約者は、Ften サービスの利用に伴い、自らの責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を与えた場合、又は第三者から異議、請求及びその他何らかの申立がなされた場合、自らの責任と費用負担にて処理、解決するものとします。契約者がFten サービスの利用に伴い第三者から損害を被った場合、又は第三者に対し異議、請求及びその他何らかの申立を行う場合においても同様とします。なお、当社は、契約者が当社又は第三者に損害を与えるおそれがあると判断した場合、損害を回避するための処置を行うことができるものとし、その処置に要した費用については、契約者が負担するものとします。

第4章 契約事項の変更等

第17条 (利用サービスの変更等)

契約者は、Ften サービスの変更を申込むことができます。この場合、第8条（利用の申込）及び第9条（申込の承諾）の定めを準用するものとします。

第18条 (契約者の地位の承継)

契約者は、合併又は会社分割により、利用契約にかかる自らの契約上の地位（利用契約にかかる債権及び債務を含みます。）を承継する場合（以下、契約者から当該承継を受ける者を「承継人」といいます。）、承継人に対し、承継の事実を証する書面その他の当社が必要とする書面を、当社へ速やかに提出させるものとします。

- 2 第1項の場合は、第9条（申込の承諾）を準用します。
- 3 当社は、前項により承継にかかる申込を承諾した場合、契約者が当社設備に格納した情報を削除する等の対応を行いません。承継人に提示してはならない情報等については契約者の責任で削除を行うものとします。
- 4 契約者は、合併又は会社分割に伴いFten サービスの一部の利用を終了する場合、当該合併又は会社分割を行う前に、当該一部について変更手続きを行うものとします。

第19条 (契約者から当社への通知)

契約者は、申込書の内容に変更があった場合、速やかに当社へ通知するものとします。ただし、管理者及び連絡担当者を変更するときは、事前に当社へ通知するものとします。

- 2 当社は、申込書に記載された社員数の変更有無を毎年1回確認できるものとし、契約者は、当社からの確認依頼に応じるものとします。
- 3 前二項の他、契約者は、Ften サービスを提供するうえで必要とする報告を当社から求められた場合、速やかに応じるものとします。

第5章 料金等

第20条 (利用料金)

Ften サービスの利用料金は、料金表のとおりとします。なお、契約者が共同契約者を指定する場合、基本サービスの社員数は法人単位でカウントするものとします。

第21条 (課金開始日)

Ften サービスの課金開始日は、申込請書に記載した利用開始日とします。

- 2 契約者の都合により利用開始日を延期する場合でも、契約者は当社が最初に通知した利用開始日から利用料金等を負担するものとします。
- 3 利用サービスの変更を行う場合の変更後の利用開始日は、申込請書に記載した利用開始日とします。
- 4 第19条(契約者から当社への通知)第2項に基づき、契約者及び共同契約者の社員数の増減があった場合、翌年度(年度は、契約者ごとに、契約開始月を初月として設定します。)の初月より、変更後の社員数に基づき利用料金を変更するものとします。

第22条 (利用料金の計算方法)

当社は、契約者に請求する利用料金を、料金表に従って暦月にて算出します。なお、利用料金のうち月額利用料は別に定める場合を除き日割計算はしません。

- 2 暦月の途中で利用サービスの変更を行う場合の変更後の課金開始日の属する月の月額利用料は、変更前の月額利用料又は変更後の月額利用料のうち、より高額な月額利用料を適用するものとします。
- 3 算出した利用料金に1円未満の端数が発生した場合、その端数額は切り捨てるものとします。

第23条 (利用料金等の請求方法)

当社は、Ften サービスを提供した月の翌月以降に、支払請求書により、第22条(利用料金の計算方法)により算出した利用料金及びこれに対する消費税等相当額を合算した額を契約者に請求します。なお、消費税等相当額に1円未満の端数がある場合、その端数額は切り捨てるものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、契約者が申込書において、ネッティングを利用する旨を指定した場合、当社は利用料金等の請求を「グループ会社間取引システムの利用に関する協定書」の定めにより行うものとします。

第24条 (利用料金等の支払方法)

契約者は、当社が指定する日(以下「支払期日」といいます。)までに利用料金等を支払うものとします。ただし、訂正を要する支払請求書を受領した場合、訂正のために当



NTT COMWARE

社へ支払請求書を返送した日から訂正した支払請求書を契約者が受領した日までの日数分について、支払期日を延伸するものとします。支払いは、当社が指定する金融機関の口座に円貨にて一括で振り込むこととし、その際の振込手数料は契約者の負担とします。

- 2 前項の定めにかかわらず、契約者が申込書において、ネットィングを利用する旨を指定した場合、利用料金等の支払いを、「グループ会社間取引システムの利用に関する協定書」の定めにより行うものとします。

第25条 （支払遅延利息）

契約者の責めに帰すべき事由により、契約者が利用料金等を支払期日を経過してもなお支払わない場合、当社は契約者に対し、当該支払期日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 14.6%の割合で計算した額を支払遅延利息として請求することができるものとします。ただし、契約者の責めに帰すことができない事由により支払いが遅延した場合、当該事由の継続する期間は支払遅延利息を支払う日数に算入しないものとします。

- 2 算出した支払遅延利息に 100 円未満の端数が発生した場合、その端数額は切り捨てるものとします。

第6章 サービス提供

第26条 (サービス品質)

当社は、仕様書に記載のサービス品質を維持できるよう、商業的に合理的な努力をするものとし、善良な管理者の注意をもって当社設備を維持するものとします。なお、当社が当社設備等に障害、不通、不良、不作動、動作遅延、不具合その他の故障（以下、これらを総称して「故障」といいます。）が発生したことを知ったときの対応は、仕様書のとおりとします。

- 2 仕様書に記載のサービス品質は、サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービス品質に記載する基準を下回ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 サービス品質の基準は、利用規約等で除外されているサービス及び免責事項に起因又は関連して生じた問題には適用されません。

第27条 (ファイルの閲覧、削除)

当社は、利用契約の終了前でも、契約者が Ften サービスで授受するファイルが次のいずれかに該当する場合、これらを閲覧し、必要に応じて削除することができるものとします。当社は、ファイル等を削除する際には契約者に対し事前に通知するものとしますが、状況によっては通知できない場合があります。

- (1) 第 31 条（提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき
- (2) ファイル等の保管期間が所定の保管期間を超過したとき
- (3) 当社設備の維持管理の都合上その他の事由により当社が閲覧又は削除の必要があると判断したとき

- 2 本条の定めは、当社がファイル等の削除義務を負うことを約束するものではありません。

第28条 (当社から契約者への通知)

当社から契約者への通知は、当社が連絡担当者に対し文書若しくは電子メールを発信し、又は当社が指定するポータルサイトに文書を掲載した時をもって、契約者に到達したものとみなします。なお、通知の手段は当社が都度判断するものとします。

第29条 (再委託)

当社は、契約者に対する Ften サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします（以下当該第三者を「委託先」といいます。）。この場合、当社は委託先に対し、第 32 条（秘密保持）に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第30条 （提供の中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、Ften サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。なお、当社は、当該中断について契約者に対し事前に通知することができる場合は、当該通知を行うものとします。

- (1) 当社設備の故障により、緊急に、保守、点検、工事その他の作業を行う場合。
- (2) 当社設備にかかる第三者からの警告により、権利関係の確認その他の対応を緊急に行う場合。
- (3) 前二号の他、Ften サービスの運営上又は技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断すべき事由が生じた場合。
- (4) 電気通信事業者、電気事業者その他の第三者が提供するサービスのうち当社が Ften サービスを提供するために利用しているサービスが当社への事前の通知なく中断した場合。
- (5) 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻、戦争、騒乱、暴動、クーデター、テロリズム、ストライキ、火災、交通事故、疾病その他の天災事変が発生した場合。
- (6) 前二各号の他、当社の責めに帰すことができない事由により Ften サービスを提供することが困難な場合。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知のうえ、Ften サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 当社設備にかかる保守、点検、工事、権利関係の確認等を行う場合。
- (2) 前号の他、Ften サービスの運営上又は技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断すべき事由が生じた場合。
- (3) 電気通信事業者、電気事業者、その他の第三者が提供するサービスのうち当社が Ften サービスを提供するために利用しているサービスが将来において中断する旨の連絡を当社が受領した場合。

第31条 （提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、Ften サービスの全部又は一部の提供を停止するとともに次の各号のいずれかに該当する行為に関して当社設備に格納された情報を消去することができるものとします。

- (1) 第9条（申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当した、又は該当するおそれのあるとき。
- (2) 当社設備、当社設備以外の当社の設備、当社設備の影響をうける第三者の設備等の利用に支障を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為。
- (3) 当社の事前の承諾なく、利用者以外の第三者へ Ften サービスを販売する行為。

- (4) 第1号乃至第3号の他、利用規約等に違反する行為、又は利用契約の履行にかかる不正行為。
 - (5) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
 - (6) 当社、第三者、若しくは Ften サービスを差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信したとき。
 - (8) Ften サービスを利用して取得したファイルを不正使用したとき。
 - (9) その他、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は社会通念上不適切であると当社が判断する行為。
- 2 契約者は、第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知するものとします。

第7章 秘密保持、個人情報保護

第32条 (秘密保持)

契約者及び当社は、Ften サービスの利用又は提供にあたり知り得た相手方の技術上又は営業上の次の各号に定める秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、利用者以外の第三者に対しても開示若しくは漏洩し、又はFten サービスの利用又は提供目的以外に使用してはならないものとします。なお、次の各号に定める秘密情報の他、当社施設の情報及び契約者が当社施設内で見聞きした情報は当社が契約者に開示した秘密情報とします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面又は電子媒体により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知されたうえで口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により開示された情報のうち、当該開示後 10 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されるもの
- 2 次の各号のいずれかの場合、前項の秘密保持義務に違反したものと扱わないものとします。
 - (1) 相手方から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合。
 - (2) 法令の定めるところにより国若しくは地方公共団体等、正当な権限を有する第三者から義務により開示を求められた場合。なお、この場合、契約者又は当社は、関連法令に反しない限り、開示前に相手方に対し開示する旨を通知するものとし、開示前に通知を行うことができないときは開示後速やかにこれを行うものとします。
 - (3) Ften サービスを提供する目的で当社が委託先に開示する場合。
- 3 第1項の定めにかかわらず、次の各号に定める情報については、利用契約における秘密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報
- 4 利用契約において次の各号に定める個人データ等は、第1項に定める秘密情報として取り扱うものとします。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第2条第6項に定める「個人データ」
 - (2) 前号の他、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」のうち、契約者と当社の協議により特に合意のうえ定めた情報
- 5 契約者又は当社は、前項に定める個人データ等を相手方に提示又は提供する場合、第1項各号の明示方法に準じて個人データ等である旨を明示するものとし、個人が特定できな

いよう加工したうえで、利用契約の履行上必要な最小限の範囲で提示又は提供するよう努めるものとします。

- 6 契約者及び当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良な管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
- 7 契約者及び当社は、合理的に必要な範囲内でのみ、それぞれ相手方への事前通知及び相手方からの承諾を得ることなく秘密情報を複製又は改変（以下「複製等」といいます。）することができるものとします。なお、複製等を実施した場合、秘密情報に付された秘密である旨の表示を同様に付すとともに複製物であることを明示するものとし、本条に定める秘密情報として扱うものとします。
- 8 本条の定めは、利用契約の終了日の翌日から3年間はお有効に存続するものとします。

第8章 契約終了

第33条 (サービス廃止)

当社は、理由の如何を問わず、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく Ften サービスの全部又は一部を廃止することができます。

- 2 前項の定めにより Ften サービスを廃止する場合、当社は契約者に対し、Ften サービスを廃止する日の 1 ヶ月までにその旨を通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 Ften サービスの全部又は一部の廃止により利用契約を継続することが困難であると当社が判断した場合、Ften サービスが廃止された日をもって利用契約は終了するものとします。

第34条 (当社が行う利用契約の解約)

当社は、第 31 条 (提供の停止) の定めにより Ften サービスの提供を停止した場合において、契約者が当該停止の日から 30 日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないときは、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- 2 当社は、契約者が第 31 条 (提供の停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、サービスの提供を停止する前における事前の通知及び催告なしに利用契約の全部又は一部を直ちに解約することができるものとします。

第35条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、利用契約の全部又は一部の解約を申込むときは、申込書を希望する解約日の 30 日前までに当社へ提出するものとします。当社が当該申込書を承諾した場合、申込書により契約者へその旨を通知するものとします。なお、申込書が当社に到達した日から希望する解約日までの期間が 30 日未満である場合、解約の効力は、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日に生じるものとします。

- 2 契約者は、第 30 条 (提供の中断) のうち、契約者の責めに帰すことができない事由により Ften サービスを利用することができなくなった場合において、その状態が一定期間継続すると当社が認める場合、利用契約の全部又は一部の解約を申込むことができます。この場合、前項に定めにかかわらず、解約は申込書による通知が、当社に到達した日にその効力が生じるものとします。
- 3 契約者が Ften サービスの利用開始日前に利用契約の解約を希望する場合、設定作業その他の当社が Ften サービスを提供するための準備に要した費用を支払うものとします。

第36条 （反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対し資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 利用契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 契約者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方への事前の通知及び相手方からの承諾を得ることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①乃至④に準ずる行為
- 3 契約者は、共同契約者及び利用者を指定又は登録する際には、事前に共同契約者及び利用者が第1項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとします。当社は、共同契約者及び利用者が第1項各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第37条 （期限の利益の喪失）

第34条（当社が行う利用契約の解約）、第35条（契約者が行う利用契約の解約）若しくは第36条（反社会的勢力の排除）第2項により利用契約の全部が解約又は解除された場合、当該利用契約にかかる一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社に

対し残存金銭債務の全額を一括して直ちに支払うものとします。

第38条 （契約終了後の処理）

契約者は、利用契約が終了した場合、Ften サービスの利用にあたり当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びこれらに関わる全部の資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じ。）を直ちに当社に返還又は廃棄し、契約者設備に格納されたソフトウェア及び資料等については、自らの責任と費用負担で消去するものとします。

- 2 当社は、利用契約が終了した場合、Ften サービスの利用にあたり契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じ。）を遅滞なく廃棄又は契約者に返還し、当社設備に格納された資料等については消去するものとします。

第9章 損害賠償

第39条 (損害賠償の範囲)

当社設備の故障その他の当社の責めに帰すべき事由（第30条（提供の中断）第1項第4号乃至第6号、第30条（提供の中断）第2項第3号及び第31条（提供の停止）第1項各号を除きます。）により契約者がFtenサービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）又はFtenサービスの利用に関し当社の故意又は重過失に起因して契約者に損害が発生した場合、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由を直接の原因として契約者に現実発生した通常の損害に限定されるものとし、特別損害、間接損害及び逸失利益等については免責されるものとします。

- 2 第1項に定める損害賠償の額は、契約者が現に利用しているサービスのうち、損害賠償の対象となるサービスの月額利用料の1ヶ月分相当額を上限とします。
- 3 第1項の定めにより契約者が有する損害賠償の請求権は、当社が利用不能であることを知った日又は契約者に損害が発生したことを当社が知った日のいずれか早い日から起算して、それぞれ90日を経過しても行使されない場合、消滅するものとします。
- 4 利用契約に関連して発生した契約者又は第三者の損害にかかる当社の責任は、利用規約等に定めるものがすべてとします。
- 5 契約者の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害が発生した場合、利用契約が終了したか否かにかかわらず、契約者は、当社又は第三者に生じた一切の損害（合理的な額の弁護士費用及び第三者がFtenサービスを不正利用した場合の利用料金等相当額を含みます。）を賠償するものとします。

第40条 (免責)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し一切の義務及び責任を負担せず、次の各号に定める事由に起因又は関連して契約者に生じた不利益又は損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。

- (1) 契約者が利用規約等又は利用契約に違反した場合。
- (2) 申込書に不備、誤りがある場合、又は申込書の提出若しくは第19条（契約者から当社への通知）第1項に定める当社への報告が遅延した場合。
- (3) 契約者設備に、故障がある場合。
- (4) 契約者における独自の仕様やルールに起因する事象による場合。
- (5) 利用者がFtenサービスの利用にあたり誤操作をした場合。
- (6) 第30条（提供の中断）第1項第4号乃至第6号に該当した場合、第30条（提供の中断）第2項第3号に該当した場合及び第31条（提供の停止）の定めに基づきFtenサービスの利用が中断又は停止した場合、及び中断又は停止していた間に契約者に生じた事由による場合。
- (7) 契約者から申告があったものの当社では再現できない事象による場合。

- (8) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない、第三者による不正アクセス、不正
アタック、通信経路上での傍受又は不正な改変の場合。
- (9) 前各号の他、当社の責めに帰すことができない事由による場合。
- 2 第1項に基づき契約者が Ften サービスを利用できなかった場合でも、契約者の利用料金
等の支払義務は消滅せず、当社は、利用不能に伴う利用料金等の変更、控除、返還等は行
わないものとします。
- 3 当社は、第33条（サービス廃止）、第34条（当社が行う利用契約の解約）、第35条（契
約者が行う利用契約の解約）、第36条（反社会的勢力の排除）によって本契約が終了した
場合、解約に伴う利用料金等の変更、控除、返還等を行わないものとし、契約者に損害が
生じて一切の責任を負いません。
- 4 当社は、第39条（損害賠償の範囲）に定める場合を除き、契約者が Ften サービスの利
用に起因して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、一切の責任を負い
ません。

第10章 雑則

第41条 (権利の帰属)

Ften サービスにおいて当社が行う業務（Ften サービスの提供を含みますがこれに限りません。）に関し得られる知的財産権（知的財産権を受ける権利を含みます。）は当社に帰属します。

- 2 当社が作成又は変更した Ften サービス及び Ften サービスに関するドキュメント等の著作権は、当社に帰属します。

第42条 (商標)

契約者は、Ften サービスに関する当社又は第三者の商標を、当社の書面による承諾を得ることなく使用してはならないものとします。なお、契約者は、本サービスに関する第三者の商標を使用する場合、当該商標の正当な権利者から、事前に必要な許可を受けるものとします。

第43条 (権利義務の譲渡等の禁止)

契約者は、利用契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡したり、貸与したり、承継させたり、又は担保に供する行為（以下「譲渡等」といいます。）をしてはならないものとします。ただし、第 18 条（契約者の地位の承継）の定めにより契約者の地位を承継する者については当該第三者に含まないものとします。なお、当社は、利用契約により生ずる権利（契約者へ利用料金等、支払遅延利息を請求する権利若しくは支払いを受ける権利を含みますが、これらに限りません。）又は義務を第三者に譲渡等することができるものとします。

第44条 (分離取扱い)

利用規約等の一部の条項が、裁判所又は行政庁の判決又は裁定により、無効とされた場合、それによって利用契約の目的を達することができないと契約者及び当社が認めるときを除き、当該条項のみを無効とし、その他の条項の効力には影響しないものとします。

第45条 (見出し)

利用規約等の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、利用規約等の解釈に使用されないものとします。

第46条 (訴訟管轄)

契約者と当社の間で利用契約にかかる紛争が生じた場合、協議によりその解決を図るものとします。ただし、協議が整わない場合は訴訟によるものとし、東京簡易裁判所又

は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第47条 （準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈、履行及び強制執行については、日本国法に準拠するものとします。

第48条 （規約外事項の協議）

利用規約等の各条項に定めのない事項、及び各条項の解釈について疑義を生じた場合、契約者と当社の協議により解決するものとします。ただし、当社と日本電信電話株式会社の間で決定した事項がある場合はそれを優先して適用するものとします。

附則

この利用規約は、2018年9月27日から実施します。

履歴

版数	制定日	実施日
第1版	2018年9月25日	2018年9月27日